

協議第47号

新町の慣行の取扱いについて

新町の慣行の取扱いについて提出する。

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

新町の慣行の取扱い(合併協定項目番号:14)

- 1 町章については、合併までに新しく制定する。
- 2 町民憲章、町の花、町の木、町の鳥については、新町において新たに定める。
- 3 町の歌については、新町において新たに定める。但し、旧町村の歌については、愛唱歌として新町に継承する。
- 4 名誉町民条例については、新町において新たに定める。
- 5 表彰については、新町において新たに定める。
- 6 宣言については、新町において検討する。
- 7 旧町村の商標登録については、新町に引継ぐ。
- 8 キャッチフレーズについては、新町において検討する。
- 9 マスコットについては、新町において検討する。

平成16年5月11日確認

様式2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号		事務事業名	町・村の慣行の取扱い

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡邊 民雄
"	分科会代表	上村 原史

調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町章については、合併までに新しく制定する。 ・町民憲章、町の花、町の木、町の鳥については、新町において新たに定める。 ・町の歌については、新町において新たに定める。但し、旧町村の歌については、愛唱歌として新町に継承する。 ・名誉町民条例については、新町において新たに定める ・表章については、新町において新たに定める。 ・宣言については、新町において検討する。 ・旧町村の商標登録については、新町に引継ぐ。 ・キャッチフレーズは、新町において検討する。 ・マスコットについては、新町において検討する。
-------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整の具体的内容
町 村 別 の 内 容	町章  地はえんじ、マークは白と黄染め	村章  地はえんじ、マークは白抜き	町章  地は緑、マークは白抜き	
	町民憲章 昭和60年3月 制定	村民憲章 昭和56年9月 制定	町民憲章 昭和61年9月 制定	町民憲章、町の花、町の木、町の鳥、については、新町において新たに定める。
	町の花 「石楠花(しゃくなげ)」	村の花 「萩(はぎ)」	町の花 「りんどう」	
	町の木 「樺(けやき)」	村の木 「山桜(やまざくら)」	町の木 「もみじ」	
	町の鳥 「鶯(うぐいす)」	村の鳥 「オオルリ」	町の鳥 「やまどり」	
	町の歌 「浜町小唄」・愛唱歌「民謡矢部音頭」	村の歌 「サンライズ・サンセット」	町の歌 「蘇陽音頭、そよ風のふるさと」	町の歌については、新町において新たに定める。但し、旧町村の歌については、愛唱歌として新町に継承する。
	矢部町民名誉町民条例	無し	蘇陽町名誉町民条例	名誉町民条例については、新町で新たに定める。
	表 彰 「矢部町表章規定」	表 彰 「清和村表章規定」	表 彰 無し	表章については、新町で新たに定める。
	宣 言 非核矢部町宣言(S57)	宣 言 無し	宣 言 無し	宣言については、新町において検討する。
	商標登録	商標登録	商標登録 「九州のへそ」	旧町村の商標登録については、新町に引継ぐ。
キャッチフレーズ 『「虹の橋」立つるおいの里・矢部町』	キャッチフレーズ 『「文楽の里」清和村』	キャッチフレーズ 『「そよ風と暮らしと健康」』	キャッチフレーズについては、新町において検討する。	
マスコット 無し	マスコット 無し	マスコット 「ベリーちゃん」	マスコットについては、新町において検討する。	

憲章、名誉町村民条例、表彰規程一覧表

矢部・清和蘇陽合併協議会

矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町
<p>矢部町民憲章（昭和60年3月制定） わたしたちは、矢部町をこよなく愛し 英知と友愛と勇気をもって 実りある未来を築くため、この憲章を定めます。</p> <p>1 自然の恵みを生かし 美しく住みよい町をつくりま す。 1 進んできまりを守り 明るく平和な町をつくりま す。 1 たがいに助け合い あたがい幸せな町をつくりま す。 1 仕事に誇りをもち 楽しく豊かな町をつくりま す。 1 若い力をそだて 伸びゆく文化の町をつくりま す。</p>	<p>清和村民憲章（平成12年1月改正） 南にめぐる九州連山北に広がる阿蘇の大高原豊かなみのりをささえる3つの清流これらは本村をはぐくむ偉大な自然であります。この恵まれた環境の中でこれまで先輩の努力によって豊かな村民性が培われてきました。この美しい自然、そして村民性を基盤に更に拓けゆく清和村を目指し、村民の幸せを築くよりどころとして村民憲章を定めます。</p> <p>1 私たち村民は郷土の自然を愛し、住みよい村をつくりま す。 1 私たち村民はお互いに思いやりの心をもち楽しい家庭をつくりま す。 1 私たち村民は言動に責任をもち働くことに誇りをもちま す。 1 私たち村民は健康安全に心がけかけがえのない生命を大切にしま す。 1 私たち村民は先祖をうやまいかおり高い文化を育てま す。</p>	<p>蘇陽町民憲章（昭和61年9月制定）</p> <p>1 私達は 自然を愛し郷土愛ある 町づくりに徹しま す。 1 私達は 産業を興し活力と魅力ある 町づくりに頑張りま す。 1 私達は 教育と文化の向上に励み 住みよい町づくりに努力しま す。 1 私達は 信頼と協調のある 町づくりの精神を培いま す。 1 私達は 健康で明るい 町づくりに貢献しま す。</p>
<p>矢部町名誉町民条例（昭和35年8月制定） （目的） 第1条 この条例は、社会文化の向上発達に関し功績卓絶な者に対して、その功績をたたえ、もって町民の社会文化の向上発達に関する意欲の高揚を図ることを目的とする。 （称号を贈る条件） 第2条 本町に居住し、若しくは居住したことがある者で、広く社会文化の向上発達に寄与し、町民が郷土の誇りとして尊敬する者に対しては、この条例の定めるところにより、矢部町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈ることができる。</p> <p>省略</p>	<p>無し</p>	<p>蘇陽町名誉町民条例（昭和53年6月制定）（名誉町民：故小屋迫一・片岡正行） （目的） 第1条 この条例は、本町の産業、教育、社会文化の向上発達に関し、功績卓絶な者に対し、その功績をたたえ、もって町民発達に関する意欲の高揚を図ることを目的とする。 （称号を贈る条件） 第2条 本町に居住し、若しくは居住したことがある者で、広く産業、教育、社会文化の向上発達に寄与し、町民が郷土の誇りとして尊敬するものに対しては、この条例の定めるところにより蘇陽町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈ることができる。</p> <p>省略</p>
<p>矢部町表彰規程（平成14年6月改正） （目的） 第1条 この規定は、人づくり、まちづくりに関して顕著な功績があり町民の模範となる個人又は団体を表彰し、もって本町の産業、文化の振興に寄与することを目的とする。 （省略）</p> <p>（表彰の対象） (1)青少年健全育成に功績があったもの (2)環境美化等地域づくりに功績があったもの (3)社会福祉のボランティアとして功績があったもの (4)産業、文化の振興に特に功績があったもの</p>	<p>清和村表彰規程（昭和41年5月制定） （目的） 第1条 この規定は、清和村の政治、経済、社会、文化、その他各般にわたって、村政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって清和村の自治の振興を促進することを目的とする。 （省略）</p> <p>（功労表彰） (1)村長の職にあって15年以上在職した者 (2)村議会議員の職にあって15年以上在職した者 (3)任命について議会の同意を得て選任される各種委員並びに公選による農業委員の職にあって20年以上在職した者 (4)村の職員、その他これに準じる者であって30年以上在職し、誠実、勤勉に職務に精励した者 （善行表彰） (1)清和村の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者 (2)清和村公益のため100万円以上の金品を寄付した者 (3)一般村民の模範になるような</p>	<p>無し</p>

14. 慣行の取扱いについて（参考資料）

ア 市町村章

新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の市町村章が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

【例】

潮来市

当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定することとした。

西東京市

市章については新市において調整することとした。

あさぎり町

新町において新たに定めることとした。

イ 市町村の花、木、鳥、歌等

新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

【例】

あきる野市

新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市

新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。

西東京市

新市において調整することとした。

潮来市

当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定することとした。

あさぎり町

新町において新たに定めることとした。

ウ 市町村の憲章、宣言

新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

【例】

新潟市

新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。

潮来市

当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定することとした。

西東京市

市民憲章、高齢者宣言、都市宣言については新市において調整することとした。

あさぎり町

宣言及び表章については、新町において調整することとした。ただし、名誉町村民は新町に引継ぐこととした。

エ 市町村の行事

地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、その地域でしっかりと受け継いでいくべきものもある。一方、新市町村の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一する必要があります。

【例】

新潟市

成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

さいたま市

旧市のおどりについては、現行のとおりとした。